

## 綾瀬市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内の介護施設等及び障害者施設等における職員の感染への不安を解消するため、職員に新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施する当該施設等に対し、検査費用の全部又は一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「介護施設等」とは、次の各号に掲げる施設等であつて、市内に所在するものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護を提供する施設
- (2) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションを提供する施設
- (3) 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を提供する施設
- (4) 介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を提供する施設
- (5) 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を提供する施設
- (6) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する施設
- (7) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (8) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (9) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- (10) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム
- (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅

2 「障害者施設等」とは、次の各号に掲げる施設等であつて、市内に所在するものをいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を提供する施設

- (2) 総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (3) 総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を提供する施設
- (4) 総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を提供する施設
- (5) 総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を提供する施設
- (6) 総合支援法第5条第15項に規定する就労定着支援を提供する施設
- (7) 総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を提供する施設
- (8) 総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター
- (9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を提供する施設
- (10) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを提供する施設

（対象者）

第3条 補助金の対象となる者は、新型コロナウイルス感染症に係る検査（新型コロナウイルス感染症に係る検査のうち、抗原検査又はPCR検査をいう。以下「検査」という。）を受けた介護施設等又は障害者施設等の職員であって、検査を実施した日において、当該施設等を運営する法人に雇用されているものとする。

（交付対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する対象者を雇用している介護施設等又は障害者施設等を運営する法人とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、検査にかかった費用とする。ただし、1回の検査につき、9,000円を限度とし、対象者1人当たり2回（第2条第1項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に規定する介護施設等又は同条第2項第1号、第3号から第6号まで若しくは第8号から第10号までに規定する障害者施設等については、1回）までとする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、綾瀬市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、検査を受けた月の翌月15日（3月に検査を受けた場合にあつては、当該年度の3月31日）までに、施設ごとにまとめて市長に申請しなければならない。

- (1) 検査を受けた者の氏名、金額等の事実が分かる領収書又はこれに代わる書類の

写し

(2) 検査受検職員名簿（第2号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、当該申請書の提出期限を延長することができる。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、綾瀬市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、速やかに綾瀬市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに受けた検査に係る補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、改正後の綾瀬市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱の規定は、令和2年12月28日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所在地

申請者 施設等名

代表者名

㊟

電話

綾瀬市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第6条の規定に基づき、  
次のとおり補助金の交付を申請します。

検査実施機関	検査費用単価 (A)	補助限度額 (B)	補助額 (A)と(B)の低い方	検査件数	計
補助金申請額					

- 添付書類 1 領収書又はそれに代わる書類の写し  
2 検査受検職員名簿（第2号様式）



第3号様式（第7条関係）

綾瀬市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金の交付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 補助金の交付  交付する。  
 交付しない。（理由 \_\_\_\_\_）
- 2 交付金額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助条件

第4号様式（第8条関係）

綾瀬市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金請求書

年 月 日

(宛先) 綾 瀬 市 長

所在地  
請求者 施設等名  
代表者名 ⑩  
電 話

綾瀬市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第8条の規定に基づき、  
次のとおり補助金の交付を請求します。

1 補助金の名称	綾瀬市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金			
2 補助金の交付 決定通知額	円			
3 交 付 請 求 額	円			
4 添 付 書 類	綾瀬市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金決定通知書の写し			
5 口 座	フリガナ			
	口座名義人			
	金融機関名		支店名	
	預金種目		口座番号	